

函館市奨学金返還支援事業について

（支援対象者向けQ & A）

Q 1 函館市内に住所はありませんが、対象になりますか。

A 1 対象者の要件の一つとして、若者応援企業に正職員として令和6年4月1日以後に新規採用された方で、「採用日」において、函館市内に住所を有する方が対象となります。住所を有することを証明する書類として、認定申請時に住民票の写し等を提出いただきます。

※「採用日」までに函館市内に住所を定めることができないやむを得ない事情がある場合は、函館市経済部雇用労政課奨学金返還支援事業担当者（0138-21-3309）までご相談ください。

Q 2 現在、高校在学中に貸与を受けていた奨学金を返還中ですが、対象になりますか。

A 2 本事業の支援対象となる奨学金は、

- ・独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
- ・地方公共団体等が貸与する奨学金で市長が認めるもの

となりますが、いずれも原則として大学等（大学、短大、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る））の生徒・学生として貸与を受けたものを対象としており、高校在学中に貸与を受けた奨学金は支援対象になりません。

Q 3 日本学生支援機構以外から奨学金の貸与を受けていますが、対象になりますか。

A 3 本事業においては、独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金以外にも「地方公共団体等が貸与する奨学金で市長が認めるもの」を対象としています。

なお、これに該当するか否かについては、

- ・支援対象者本人の名義で貸与を受けていること
- ・大学等在籍中の就学資金のための貸与であることが明確であるもの
- ・貸与元が地方公共団体または公共的団体等であり、公共目的かつ非営利による貸与であること

等を基準として個別に判断しますので、可否が不明な場合は、函館市経済部雇用労政課奨学金返還支援事業担当（0138-21-3309）までお問い合わせください。

Q4 若者応援企業に正職員として令和6年4月1日付で新規採用され、本事業の支援を受けたいと思っていますが、令和6年9月まで奨学金の返還が猶予される状況です。返還開始後支援を受けることはできますか。

A4 採用日から30日以内（4月中）に市に認定申請を行い、決定となりましたら支援対象となります。

Q5 若者応援企業に正職員として採用され、本事業の支援を受けたいと思っていましたが、手続きを行わないまま採用日から30日が経過してしまいました。この場合は、支援対象者として認定を受けることはできないのでしょうか。

A5 採用日から30日以内に支援対象者としての認定を受けることが支援の要件となりますので、申請の意思がある場合は、若者応援企業の担当者様と協力のうえ、期限内に必要な書類を提出していただくようお願いします。なお、期限内に申請ができなかったことに「真にやむを得ない事情」がある場合については、若者応援企業の担当者様を通じて、市に別途ご相談ください。

Q6 支援対象者の認定を受けるに当たり職種に制限はありますか。

A6 本事業そのものとしては職種の制限を設けていませんが、若者応援企業のうち、「中小企業等」の区分において、一部の職種のみを支援対象としている企業があるほか、「介護事業所等」、「保育施設等」の区分において、それぞれ介護職員等、保育職員以外の職種を本事業の支援対象外としている場合がありますので、詳細は採用前に各若者応援企業にご確認ください。

Q7 年齢制限はありますか。

A7 支援を受けようとする年度の末日（令和6年度の場合、令和7年3月31日）における年齢が34歳以下の方が対象となります。

Q8 支援額はどのように計算するのですか。

A8 例として、毎月の返還額が15,000円の場合、
市＝返還額の1/3＝月5,000円が支援額となります。
企業＝返還額の1/3以上＝月5,000円以上が支援額となります。

※ただし、介護・保育職に従事する対象者については、
市＝返還額の2/3＝月10,000円が支援額となります。

※千円未満は切り捨てとなるため、毎月の返還額が 16,000 円の場合、
市 = 返還額の $1 / 3 \div 5,333$ 円 = 月 5,000 円が支援額となります。
企業 = 返還額の $1 / 3$ 以上 $\div 5,333$ 円 = 月 5,000 円以上が支援額となります。

※奨学金の繰上返還を希望する場合は、若者応援企業の担当者様を通じて、事前に市にご相談ください。

Q9 支援対象者として認定後、市の支援額が支給になるのはいつですか。

A9 市は、半年毎（上半期：4～9月、下半期：10～3月）に、対象者が奨学金を返還した実績を確認し、その後に支援金を交付します。

例）令和6年4月1日付採用（中途採用）、4月20日付認定申請、5月1日付認定となった方にかかる事業の流れ

■支援対象者

令和6年4月から9月までの返還額を支払った※あと、
市が定める様式（函館市奨学金返還支援事業交付申請兼実績報告書）等を勤務する若者応援企業担当者様と協力のうえ作成する。

※日本学生支援機構に対して、勤務する若者応援企業が代理返還する場合は除く。

■若者応援企業

企業支援分※（令和6年4月から9月までの返還額に対する $1 / 3$ 以上の額）を支援対象者に支払う（支払方法・支払時期等については、企業ごとに異なるため、各企業担当者様にご確認願います。）

※介護・保育職に従事する対象者については、企業に負担は求めません。（市が返還額に対する $2 / 3$ を支援します）

■函館市

若者応援企業担当者様から提出のあった書類（函館市奨学金返還支援事業交付申請兼実績報告書等）で下記内容を確認のうえ、令和6年4月から9月までの返還額に対する $1 / 3$ （介護・保育職は $2 / 3$ ）に相当する額を支援対象者へ交付する。

- ・支援対象者が令和6年4月から9月までの返還額を支払った実績があること。
- ・若者応援企業が令和6年4月から9月までの返還額に対し $1 / 3$ 以上の支援※を支援対象者へ行っていること。

※介護・保育職に従事する対象者を雇用した場合は、企業に負担を求めないため除く

Q10 若者応援企業に新規採用となり、採用日が令和6年4月1日の場合、令和6年4月に返還した分から対象となりますか。

A10 採用日から30日以内（4月中）に市に認定申請を行い、決定となりましたら対象となります。

Q11 若者応援企業に新規採用となり、採用日が令和6年4月15日の場合、令和6年4月に返還した分から対象となりますか。

A11 採用日以後の日数が月の総日数（4月の場合は30日）の1／2以上であるか否かで判断いたします。

〔今回の場合〕

A 4月の総日数（30日）×1／2＝15日 ※小数点以下は切り捨て

B 採用日15日～30日＝16日

A≤Bとなるため、4月分は対象となります。

〔採用日が4月17日の場合〕

A 4月の総日数（30日）×1／2＝15日 ※小数点以下は切り捨て

B 採用日17日～30日＝14日

A≥Bとなるため、4月分は対象外となります。

Q12 若者応援企業に勤務し、本事業の支援を受けていますが、令和6年12月15日付（退職日）で退職しました。令和6年12月返還分は対象となりますか。

A12 退職日の翌日（12月16日）が資格喪失日となり、資格喪失日の属する月（12月）の返還分は対象外となります。

なお、12月31日付（退職日）で退職した場合、資格喪失日は翌日1月1日となるため、12月返還分は対象となります。

市が支援対象者として認定した内容に変更が生じた場合は、速やかに「支援対象者変更届」にて報告願います。

Q13 若者応援企業を退職することになりましたが、退職時点で支援金の交付を受けていない奨学金の返還分があります。この部分について支援金の交付を受けることは可能でしょうか。

A13 支援金の交付は、通常、半年毎（上半期：4～9月、下半期：10～3月）に対象者が奨学金を返還した実績を確認したうえで行うことから、退職の時期によっては前回支援金の交付を受けた後に奨学金の返還を行っているケース

がありますが、この場合、支援金としての交付要件を満たすものについては、「(退職時)未申請支援金」の扱いで交付申請を行うことが可能です。

提出書類は在職中の方と同じであるほか、市への書類提出を(在職していた)若者応援企業を通じて行っていただくことも同様ですが、申請は、交付対象者認定の取消しを決定された日から30日以内に所定の提出書類を揃えて行う必要がありますので、申請漏れや申請遅れがないようにご注意ください。

Q14 函館市内に本店(本社)がない若者応援企業の市内支店に勤務し、本事業の支援を受けていますが、函館市外の支店に令和6年10月1日付で異動となりました。引き続き支援を受けることはできますか。

A14 函館市内に本店(本社)がない若者応援企業に新規採用され、本事業の支援を受ける場合、就業地域は函館市内であることが要件となっております。

やむを得ない理由により、市外の支店に異動となった場合は、異動日(10月1日)もしくは函館市外に新たに住所を定めた日(住民票記載日)のどちらかのうち早いほうが、資格喪失日となり、資格喪失日の属する月(10月)の返還分より対象外となります。

市が支援対象者として認定した内容に変更が生じた場合は、速やかに「支援対象者変更届」にて報告願います。

Q15 若者応援企業に勤務し、本事業の支援を受けていますが、引越しをすることとなり、令和6年12月15日付で函館市外に新たに住所を定めました。令和6年12月返還分は対象となりますか。

A15 A12と同様に、函館市外に新たに住所を定めた日(住民票記載日)が資格喪失日となり、資格喪失日の属する月(12月)返還分から支援対象外となります。

Q16 令和6年3月31日時点で、既に若者応援企業に採用され勤務しており、奨学金の返還をしています。本事業の支援を受けるため、令和6年3月31日付で一旦退職し、同じ若者応援企業に令和6年4月1日付で新規採用された場合、対象となりますか。

A16 新規採用を原則対象としておりますが、安易な離職を防止する観点から、主に本事業を利用することを目的とした転職(同一企業への新規採用を含む)については対象外となります。

本ケース以外にも、対象外となるケースが想定されるため、個別のケースについて、対象の可否が不明な場合は、函館市経済部雇用労政課奨学金返還支援事業担当(0138-21-3309)までお問い合わせください。